



総人口/177,721人  
(平成25年9月30日現在)

編集・発行/ 印西地区環境整備事業組合 〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1 TEL. 0476-46-2731(代表) FAX. 0476-47-1765

ホームページ◆<http://www.inkan-jk.or.jp/> Eメール◆[inkan-jk@pluto.plala.or.jp](mailto:inkan-jk@pluto.plala.or.jp)

## 【印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地選定方法に関する意見募集についてのお知らせ(パブリックコメント)】

### ～たくさんのご意見をお寄せください～

印西市・白井市・栄町で構成する印西地区環境整備事業組合では、「ごみ焼却施設」である印西クリーンセンターを昭和61年から稼働開始し、今年で28年目を迎えました。

これまで、事故や公害などの問題が生じることもなく、安定・安全な操業を継続してきましたが、施設の老朽化に伴い、次期中間処理施設(新たなごみ焼却施設及びリサイクルセンター)の整備事業を進めています。

次期中間処理施設の候補地選定については、平成25年2月に設置され、同年4月から会議を開催している印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会(以下「用地検討委員会」という。)が、調査審議を進めています。用地検討委員会は、公募等により選任された住民(11名)と学識経験者(4名)の計15名で構成され、これまで8回の公開会議を開催し、活発な意見交換を重ねてきたところですが、この度、次期中間処理施設の候補地選定方法に関する意見募集(パブリックコメント)を行うことといたしました。



#### 1 意見募集(パブリックコメント)する者

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会 委員長 寺嶋 均

#### 2 対象とする事案及び意見募集の目的

次期中間処理施設の候補地選定方法に関する「候補地の募集要項」、「候補地の比較評価項目・基準・配点」及び「補足資料」の各案に対し、広く意見募集を行うことで、より一層の情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みを推進します。

なお、上記各案は本意見募集の後、平成25年12月22日(日)に開催を予定している用地検討委員会の第9回会議で最終決定し、その後、印西地区環境整備事業組合管理者へ答申する予定です。

#### 3 対象とする事案の関係資料及び意見書所定様式の入手方法

- (1) 印西地区環境整備事業組合のホームページ(<http://www.inkan-jk.or.jp>)
- (2) 用地検討委員会事務局(印西クリーンセンター技術班内)の窓口
- (3) 印西市環境経済部クリーン推進課の窓口
- (4) 白井市環境建設部環境課の窓口
- (5) 栄町環境課の窓口

※意見書様式は、関係市町(印西市・白井市・栄町)の一部の出先機関でも入手できます。詳しくは末尾までお問い合わせください。

#### 4 意見の提出先

〒270-1352 印西市大塚一丁目1番地1  
印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター  
用地検討委員会事務局(技術班内) 宛て

#### 5 意見の提出方法

- (1) 用地検討委員会事務局窓口への持参 ★前項の住所(平日の9時～17時)
- (2) 郵便等による送付 ★前項の住所
- (3) ファクシミリによる送付 ★ファクシミリ番号 0476(47)1765
- (4) 電子メールによる送付 ★電子メールアドレス [youchi@inkan-jk.or.jp](mailto:youchi@inkan-jk.or.jp)

#### 6 意見の提出期間

平成25年11月19日(火)から平成25年12月13日(金)必着

#### 7 意見を提出することができる方

- (1) 印西地区環境整備事業組合の関係市町内(印西市・白井市・栄町)に住所のある方
- (2) 関係市町内に勤務先のある方
- (3) 関係市町内に通学先のある方
- (4) その他、対象とする事案に利害関係のある方(法人を含む)

#### 8 注意事項

- (1) ご意見は日本語でご提出ください。
- (2) ご意見を正確に把握する必要があることから、電話によるご意見の受け付けはいたしません。
- (3) ご提出いただいたご意見は、用地検討委員会の考え方を整理したうえで、後日公表させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) ご提出いただいたご意見に付記された住所・氏名等の個人情報は、用地検討委員会の事務局が印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例(平成17年10月12日条例第5号)に基づき適切に取り扱います。
- (5) ご提出いただいたご意見の内容に不明な点がある場合は、用地検討委員会の事務局から電話連絡等を行うことがあります。
- (6) ご提出いただいたご意見が、次の各号のいずれかに該当すると用地検討委員会が判断した場合は、無効とさせていただきます。
  - ① 不当な圧力
  - ② 個人や特定の団体に対する誹謗中傷
  - ③ 個人や特定の団体に対する財産、プライバシー及び著作権の侵害
  - ④ 営利目的
- (7) ご提出いただいたご意見に住所又は氏名が付記されていない場合は、無効とさせていただきます。

### 候補地選定方法に関する意見募集期間中に、住民説明会も開催します

1. 主催 用地検討委員会
2. 日時 平成25年12月8日(日) 14時から
3. 場所 印西地区環境整備事業組合 3階 大会議室
4. 内容 「候補地の募集要項」、「候補地の比較評価項目・基準・配点」及び「補足資料」の各案の説明会
5. その他 ①どなたでも参加できます。  
②駐車台数に限りがあるので、公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

### ●意見募集(パブリックコメント)・説明会の問い合わせ先

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1  
印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター  
用地検討委員会事務局(技術班内)(平日9時～17時)  
電話: 0476-46-2734  
FAX: 0476-47-1765  
E-mail: [youchi@inkan-jk.or.jp](mailto:youchi@inkan-jk.or.jp)  
ホームページ <http://www.inkan-jk.or.jp>

◎裏面に、対象とする事案の一部抜粋を掲載しています。

# 対象とする事案の一部抜粋 (全文は表面記事の第3項の場所で入手できます)

## 1 候補地の募集要項 (案)

### (1) 応募条件

土地所有者(個人及び法人等)または、町内会・自治会等の会長が応募できます。

- ① 土地所有者が応募する場合、土地が属する町内会・自治会等の同意は必要ありません。なお、土地所有者が複数の場合は、全員の連名により応募してください。
- ② 町内会・自治会等の会長が応募する場合、土地所有者全員の同意が得られていることが条件となります。なお、土地が複数の町内会・自治会等にまたがる場合、該当する全ての町内会・自治会等の会長の連名により応募してください。

### (2) 用地条件

印西市・白井市・栄町の区域内の土地で、以下の条件に適合していることとします。

- ① 2.5ha(25,000㎡)程度の土地が確保できること。ただし、防災調整池が必要な場合は2.5ha以上の面積が必要となる可能性があります。また、土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は、除外されます。
- ② 洪水浸水地域(市町の洪水ハザードマップにおいて注意喚起がされている地域)に指定されている土地ではないこと。  
(土地の一部が洪水浸水地域であっても、原則除外されます)
- ③ 県立印旛手賀自然公園に指定されている土地ではないこと。  
(土地の一部が県立印旛手賀自然公園であっても、除外されます)
- ④ 活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地、アクセス道路(幅員7mを想定)の確保が困難な土地、敷地境界の確定が困難な土地、所有権以外の各種権利の解除が困難な土地など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地ではないこと。  
※現在、印西市・白井市・栄町の区域内で活断層は確認されていません。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地ではないこと。

### (3) 募集期間

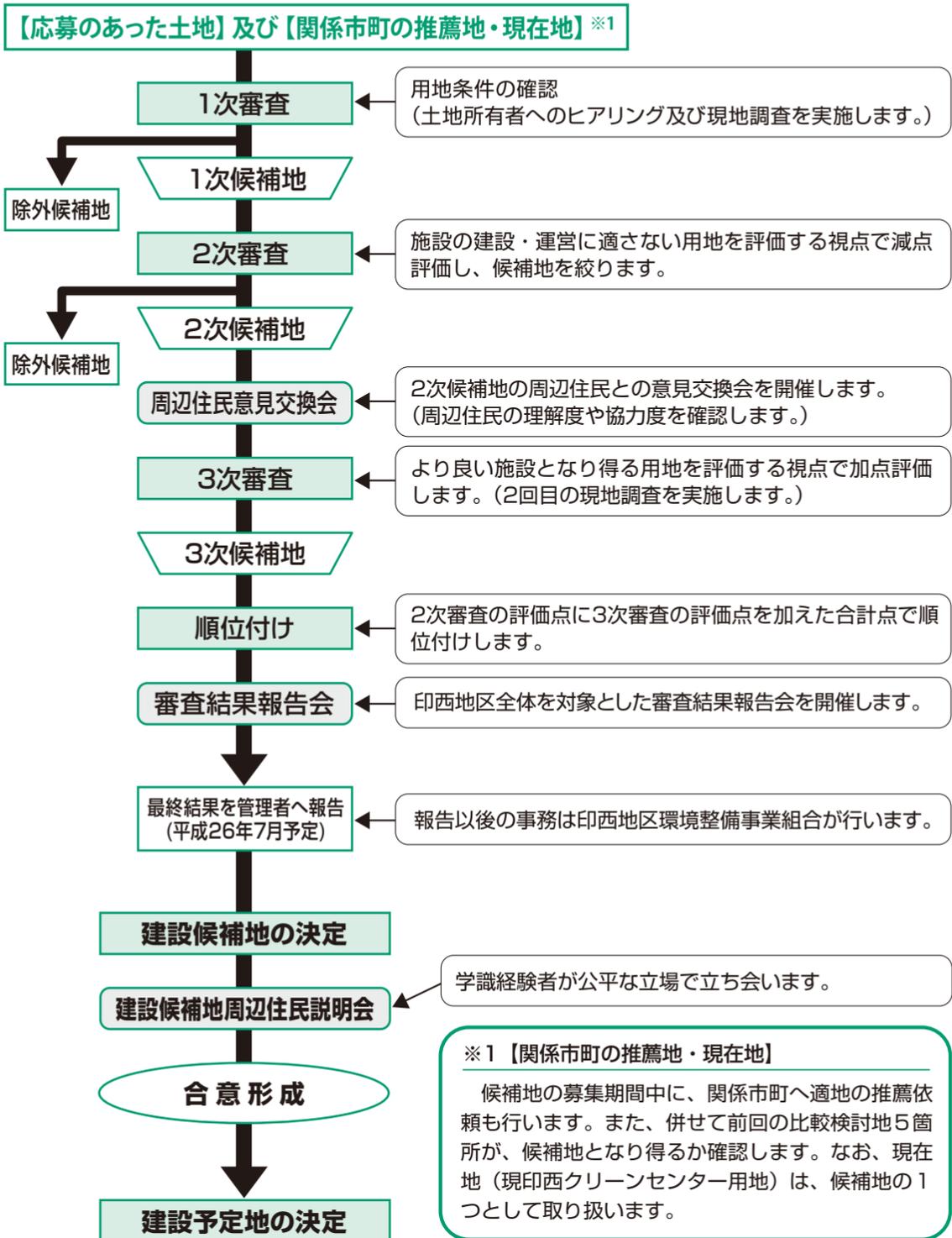
平成26年1月6日～平成26年3月31日



現印西クリーンセンター(平成25年10月撮影)

## 2 建設予定地決定までの流れ (案)

「応募のあった土地」に「関係市町の推薦地」と「現在地」を加えた全ての候補地を用地検討委員会の会議(原則として公開会議)で3段階審査し、比較評価・選定します。なお、候補地の場所は1次審査の段階で公表し、以後、各段階で審査結果を公表します。



## 3 評価・選定基準の概要 (案)

評価・選定に用いる基準の概要は以下のとおりです。

|             |  |
|-------------|--|
| <b>1次審査</b> | <b>用地条件の確認</b>   |
|             | ※募集要項(2)で規定する用地条件を確認します。<br>※用地条件の全てを満たしている候補地は2次審査に進みます。<br>※用地条件のうち④及び⑤は、2次審査以降に判明した場合でも除外します。 |
| <b>2次審査</b> | <b>100点から減点評価(施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点)</b>  |
|             | 生活環境の保全 0～-35点<br>自然環境等の保全 0～-25点<br>法規制 0～-25点<br>地盤の安定性 0～-15点<br>※3次審査に進む候補地は検討委員会の会議で決めます。   |
| <b>3次審査</b> | <b>100点までの加点評価(より良い施設となり得る用地を評価する視点)</b>   |
|             | 周辺住民の理解度・協力度 0～40点<br>経済性 0～30点<br>地域社会貢献 0～30点  |
| <b>順位付け</b> | 2次審査の評価点に3次審査の評価点を加えた合計点で順位付けします。  |